

土浦市企業立地促進補助事業【概要】

(R6.4.1～中活エリア拡充版)

土浦市内において事務所、事業所、営業所、工場等を新設又は増設する企業に対し、インフラ整備費、敷地整備費、土地・家屋・償却資産の取得に要する経費の一部を補助します。

補助内容

地域	市内（右地域を除く）	工業団地	中心市街地
新設・増設	新設・増設		新設のみ
業種	製造業、情報通信業、運輸業、卸売業、学術・開発研究機関、農業（植物工場に限る。）、小売業（大規模小売店舗に限る。）、	業種指定なし	
面積	新設開発土地：1.0ha 以上 増設開発土地：0.5ha 以上		新設延床：0.1ha 以上
補助対象経費	インフラ整備費、敷地整備費、土地・家屋・償却資産の取得に要する経費		
補助率	対象経費の 10%		
補助上限	新設 1 億円、増設 5 千万円		新設 1 億円

補助金に関する要件

- 市内に住所を有する者（市外からの転入者を含む）で新たに 5 名以上の雇用（短期労働者等を除く）を 3 年間維持すること。
- 市区町村税を滞納していないこと。
- 市内で事務所等の移転をしたものでないこと。
- 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- 風俗営業等の規制を受けていないこと。

※企業立地促進奨励金と併用可